

## 議案第 2 号

### 令和 7 年（第 25 期） 活動方針（案）並びに予算

#### 1. 令和 7 年コンサルティングエンジニア連盟の活動基本方針

コンサルティングエンジニア連盟（以下、「CE 連盟」という）は、平成 13（2001）年に設立され、令和 6 年 7 月に設立 24 年目を迎えた。CE 連盟はコンサルティングエンジニア（以下、「CE」という）の社会的・経済的な地位の向上を目指して種々の政治活動を行ってきており、その活動が平成 17 年の議員立法による「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という）の制定、平成 26 年の法改正、及び令和元年 2 回目の改正、令和 6 年 3 回目の改正へと結実した。

CE 連盟は「国民の安心・安全と良好な環境を確保し、我が国の持続的発展を実現するためには社会資本整備が不可欠」との認識のもと、立法・行政府に働き掛けるとともに、社会資本整備と建設コンサルタントの重要な役割に理解のある我々の職域を代表する政治家を職域代表として、その政治活動を支援している。

これまで CE 連盟は、脇雅史元参議院議員（平成 10 年初当選～平成 28 年）、佐藤信秋参議院議員（平成 19 年初当選、現在 3 期目）、足立敏之参議院議員（平成 28 年初当選、2 期中に逝去）の政治活動を支援してきた。CE 連盟が目指す目標である「CE の社会的・経済的地位の向上」に深く理解を示され、その結果、職域代表議員の政治活動全般にその理解が反映されている状況になりつつあった中での足立議員の令和 6 年末の突然のご逝去は大変残念なことである。

新型コロナウイルス感染症がようやく収束し、新たな社会、新たな価値観、多様性の尊重などが議論される中、ウクライナや中東の戦争の拡大と長期化、民主主義国家アメリカ、イギリス、フランス、韓国、日本などでの政権与党の弱体化による世界的政情不安に加え、地球温暖化などによる災害の激甚化・頻発化が進むなど、先行きを益々不透明にしている。

7 月には我々の職域代表として、佐藤信秋参議院議員の後任の見坂茂範候補予定者が（一社）建設コンサルタント協会（以下、「建コン協」という）や CE 連盟を始めとする建設産業界の職域代表としての推薦のもと、初めての参議院選挙（第 27 回）に臨むことになる。建設コンサルタント業界など全建設産業を挙げての強力な支援により、高位当選を勝ち取ることが令和 7 年前半（上半期）の最重要課題である。

また、本年後半（下半期）は CE 連盟の社会的認知と役割の高まりを踏まえて、これまで以上の成果の実現に向けて、母体である建コン協との連携をより深め、今年提示した「中期活動方針」の初年度として活動することとなる。

#### （1）見坂茂範氏高位当選のための支援活動の強化

昨年来、会員の皆さまには、推薦状の発行や紹介者名簿提出など応援いただいているが、今年は選挙の年である。見坂氏は国土交通省大臣官房の技術調査課長を経験し、我々建設コンサルタント業界を含む建設産業界全般に熟知し、業界の育成等にも理解がある。建設コンサルタント業界の課題にも精通し佐藤参議院議員後任の職域代表として最適の人物である。選挙は、民意すなわち国民の政治への関心を示すバロメータである。職域代表の高位当選は業界の民意という証であり、公共事業の推進が民意であることの証明でもあり、財務省への発言力強化にもなる。

一方、見坂氏高位当選に当たっての障害が 3 点ある。一つは、政権与党の過半数割れである。比例代表で党名を記載した無記名票は比例代表記名分の加重平均で記名票に上乗せされるが、上乗せ部分の減少が予想される。2 つ目は公共事業主管出身の競争相手が予定され建設関連産業の票が分散の恐れである。3 つ目は知名度の不足である。最初の選挙であり勤務経験のない東北・北海道での知名度は高くないことである。更に、見坂氏を支えて頂いていた足立敏之議員が令和 6 年末に突然逝去されたことはあまりにも残念である。従って、2 人分の得票（佐藤議員と故足立議員分、60 万超票）を獲得するためには、これまで以上の強力な支援活動が必要となる。

さらに、高位当選を必要とする理由がある。我々が要望している公共事業推進力の低下である。一つは与党の過半数割れである。これまで公共事業に理解のあった与党からの法案が通りにくくなる可能性であ

る。もう一つは自民党内での品確法の制定及び改正に力を注いできた「公共工事品質確保に関する議員連盟」（以下、「品確議連」という）の関係者のうち、実力者の引退である。国土強靱化推進本部長の二階元幹事長、品確議連会長の根本匠氏の引退である。佐藤氏は国土強靱化推進本部長になり、品確議連幹事長であるが、今年の選挙後は退任される。財務省との交渉が鍵となる公共事業の推進のためにも、見坂氏の高位当選が重大な意味を持つことになる。

建設コンサルタントの職域代表として、建設コンサルタントの力を結集して高位当選を達成し活躍していただくためにも、会員諸氏の応援をよろしくお願いする。

## （２）CE の政治活動への積極的関与

公共事業は政治そのものであり、CE は政治に無関心であってはならない！

建設コンサルタントは、主に社会資本整備の上流工程に関する業務を担っている。社会資本整備事業は社会・経済を下支えする事業であり、一部民間投資を活用して行う事業もあるが、概ね公共事業として執行されている。公共事業は次のような特徴を有している。

- ① 不特定多数の受益者がいる事業
- ② 初期投資が必要ですぐには利益が出ない事業
- ③ 市場原理に任せていては所定の時間内に必要な供給量を確保できない事業

このことから、税金を使って執行されることが多い。また、その効果が長期にわたることから、必要な資金を徴収するための建設国債の発行も認められている。公共事業の執行は、国や地方自治体の予算審議を経て、国や地方自治体の職員によってなされる。まさに、公共事業は民意を反映した政治活動そのものである。

よって社会資本整備事業の有効性を理解している建設コンサルタントが、政治に無関心ではあってはならない。社会資本整備を通じて日本をよくするためには、社会資本整備に理解のある、我々の職域を代表する国会議員を積極的に応援するなど、政治活動に積極的に関与すべきである。

建設コンサルタントは、医師、建築士、弁護士、公認会計士のような業務独占資格ではなく、言わば誰でも仕事ができ、不適格業者が参入する可能性がある。公益事業を担う建設コンサルタント業界の健全な発展には、技術力と倫理観と経営力を評価し、公共事業量を確保し技術者単価をアップして社会的・経済的地位を向上させ、働き方改革や DX を推進できる職場環境を作らなければならない。

さらに、著作権の内、財産権は無償で発注者に譲渡することになっており、建設コンサルタントの知的財産権が十分に保護されているとは言えない。また、再委託には業務量の 1/3 以下などの制限があり、請負と委託の曖昧さもあり、受注者の裁量が認められていない。

また、多くの業務が安ければ良いという価格競争の中にあり、これが業界の魅力度の低下の要因にもなっている。これらの課題の解決には、今後とも行政（国交省など）だけではなく、立法府（国会）にも改善提案することが重要である。

## （３）安全・安心な国づくりのための社会資本整備の継続的推進

インフラの老朽化・長寿命化、防災・減災対策、コロナ後の新たな社会資本整備に向けて持続可能な予算確保と執行が必要であり、以下の３項目を発注者に対して要請していく

### a.頻発する災害への積極的な対応を要請

令和 6 年も地球温暖化によって能登半島における地震と大雨の複合災害を始め、最強クラスの台風による記録的大雨、線状降水帯、地震などによって全国で災害が激甚化・頻発化している。8 月には南海トラフ臨時情報として「巨大地震注意」が発表された。特に 6～8 月の平均気温は平年値より 1.8 度高く、2023 年と並び「最も暑い夏」となり熱中症搬送者数は約 10 万人と過去最多となった。しかし、防災・減災、国土強靱化対策に基づく河川改修、堤防整備、流域治水の推進などによって人的な被害は既往の豪雨災害に比べて極めて少なくなっている。

地球温暖化は世界各地で台風（ハリケーン）、洪水、猛暑、干ばつなどによる災害を発生させており、国連は温室ガス削減が進まないで現状のまだと今世紀中に平均気温が 3.1 度上昇し、壊滅的影響を及ぼすと警告し、各国に対策の強化を求めている。

## **b.国土強靱化への新たな支援を要請**

インフラの老朽化が進行しており、延長 2m以上の道路橋（73 万橋）で建設後 50 年以上経過する施設は、2020 年時点の 35%から 2040 年には約 75%にまで拡大する見通しであり、維持管理・長寿命化対策が緊急課題である。その一方で、建設就業者は、ピークの 685 万人（1997 年）から 2023 年には 483 万人となり約 30%減少している。加えて少子高齢化が進み、2100 年には人口が約 6,300 万人との予測があり、インフラを支える建設産業の担い手不足が喫緊の課題となっている。

政府は、令和 6 年 6 月 21 日に「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」を閣議決定し、賃上げと投資の推進、デジタルとグリーンの推進、地方創生と社会課題の解決、財政の健全化、国際競争力の強化を打ち出した。

令和 5 年 7 月に「国土強靱化基本法」が改正され同法では 5 か年加速化対策の後継計画を含む「実施中期計画」が策定されることとなった。これによって強靱化の取り組みが法定計画として事業規模を伴って進められることとなった。令和 6 年 1 月 1 日発生の震度 7 の能登半島地震、9 月～10 月の同地区での記録的大雨によるいわゆる「複合災害」、8 月に発生した宮城県の日向灘を震源とする地震に伴う「南海トラフ地震臨時情報」の発表、社会資本の老朽化対策等への「事後保全」から「予防保全」への転換などへの動きもあって、「国土強靱化実施中期計画」の早期策定への要望が全国から寄せられている。更に、我々の要請を補足するものとして、以下のような政府の施策が発表されている。予防保全については、災害対応へ事前防災を徹底すべく、石破茂首相が 10 月 4 日に所信表明演説で「防災庁設置の準備を進める」ことを宣言した。

デジタル庁の発足（2021 年 9 月）後、デジタル社会の実現へ向けて DX（デジタル改革）のもと、あらゆる方面でデジタル化が急速に進められている。主なところとして、国土形成計画、デジタル田園都市国家構想、流域治水、さらにはスマートシティ（Society5.0）、地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）、流域マネジメントなどがある。

## **c.建コン協と CE 連盟との連携による新たな社会資本整備への環境改善と予算拡大の要請**

企業や一般の団体は政治活動に制限があるため、政治活動（寄付活動や選挙支援活動）は政治団体である連盟が担うこととし、建コン協は発注者である行政へ働きかけることとしている。しかし、知的財産の保護、請負と委任（準委託）の考え方、価格競争などの課題の解決には立法府（国会）への改善提案が重要となってきている。

諸検討はこれまでのように建コン協で検討し、その成果をもって、CE 連盟と建コン協とで要望先の役割を分担し、情報を共有しながら、新たな社会資本整備に向けて、国民の安心・安全を守る国土強靱化や、働き方改革に資するデジタル化やテレワーク環境整備、新しい生活様式等に対応する設備投資に必要な予算措置等について強く要請していく。

## **（4）CE の活用、育成**

### **a.地域を良く知る地域密着 CE の活躍の場の創出と DX 推進支援等の要請**

昨年の能登半島地震でもそうであったように、地方の活性化や災害発生時には地域を知り、郷土愛を有している地域に密着した CE の参画が不可欠との認識のもと、発注者による適正な事業量の確保とともに、過当な価格競争を排し、技術力のある地元企業を育成・選定していくことで、地域の CE が活躍できる場の創出を求める活動を推進していく。

地方の活性化を図ることは国土形成上の重要な目標であるが、地方自治体の財政事情は厳しく、インフラ整備に関わる技術者も減少している。さらに、新しい技術、新しい社会資本整備への対応が求められているが、これらに対応可能なデジタル人材も不足している。

政府によってデジタル庁の創設やデジタル田園都市国家構想の政策が進められており、特に地方では、人口減少、少子高齢化、産業空洞化などの様々な課題解決が必要であり、インフラ整備の推進のみならず、地方自治体や地域とのやりとりには必須となるデジタル技術の活用や DX 推進に、地域で活躍する地域コンサルタントの役割への期待が大きい。

地域コンサルタントは、DX の推進ではテレワーク実施での著作権等に係る問題解決、技術基準・指針等

の電子化対応がネックになっており、設備投資等を含めた支援が無ければ、テレワーク等の新たな働き方改革の進展は望めない状況にある。

加えて BIM/CIM 等の導入において、経営基盤の脆弱な地域コンサルタントにとっては、ハード・ソフト整備には莫大な投資が必要な厳しい状況にある。さらに、BIM/CIM への理解度の差、ツールの互換性、自動化による柔軟性の欠如、既存のワークフローとの不整合等も課題となっている。ICT に詳しい人材の確保・育成も大きな課題である。官側でも新技術に必要な人材育成のための支援センターなどを設置して、コロナ後への対応のための地方自治体への支援や地方公共サービスへの支援を行うために、地域コンサルタントの活用が高まっており、国、自治体に環境整備への人材育成と予算等の支援を求めている。

#### **b.多様な発注方式による CE の活用要請**

改正品確法では、技術力による選定の拡大や多様な入札制度の導入・活用等が謳われ、様々な発注方法が示され、CM、PM、PFI、PPP、ECI などの方式が実施されている。CE が重要な役割を担うことを前提にこれらの方式の積極的な活用を求めている。

建コン協からも委員として参画する政府の「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」では、4つの課題「効率的で質の高い事業の実現（BIM/CIM 等の設計思想等の伝達・共有）」、「多様な事業者が生き活きと参画できる開かれたインフラ産業（関連産業の共創・連携）」、「創造的な成果を活かしやすい発注方法（BIM/CIM 前提の設計、事業の最適化、技術導入等）」、「安全で働きがいのある労働環境（データなどのクラウド確認）」に対応するべく検討が進められ、データ技術の活用を中心に新しい建設生産・管理システムの取組みが待ったなしの状況にある。

公共事業あるいは国土の安全、国民の安心に関わる事業の最上流側を担う責任の重い建設コンサルタントは、インフラの高齢化、予防保全への転換が叫ばれる中、建設生産・管理システムのあらゆる段階に積極的に関わっていくと共に、CE の更なる活用をこれまで以上に訴えていきたい。

#### **c.営業利益率確保へ予算拡大、単価・調査基準価格・一般管理費のアップを要請**

建コン協の令和 5（2023）年の経営分析結果によると、コロナ禍にあって営業利益率は令和 3 年に初めて 9.2%と 9%を超えたが、令和 4 年に 8.8%、令和 5 年に 8.0%と再び 9%を切った。一般的な企業に比べ依然低いレベルにある。令和 6 年には設計業務委託等技術者単価が平均 5.5%（令和 2,3,4,5 年 3.1%、1.6%、3.2%、5.4%）と、昨年に続き大幅にかつ 12 年連続アップしたが、経営基盤の確立、総合評価落札方式における加点点措置（ベースアップの導入）への対応、人材の育成面からも更なる技術者単価のアップと予算の拡大を要望していく。

加えて、DX 推進における関連機材の導入等の費用確保には調査基準価格（現在 79.5%）の建設業並み（90%）へのアップ、そのためには一般管理費、歩掛りの改定などの要請も必要である。

#### **d. 若者に魅力ある職場環境の構築（新 4 K産業を目指して）**

「令和 6 年度建設コンサルタント白書」によると、建設コンサルタント業界の年齢構成は人数の最も多い年齢が 1995（平成 7）年度に 23～26 歳だったが、2023 年度は 51 歳以上が最多と高齢化が更に進み、一方で、若手の人材不足も顕著で、特に大手の技術者の離職率が高まっている。また、依然として長時間労働が大きな問題となっている。改正労働基準法（平成 31 年 4 月 1 日施行）では、時間外労働の上限、年次有給休暇取得の義務、雇用形態について規定され、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の一部を改正する法律（令和元年 6 月 2 日公布）や再改正品確法（令和元年 6 月 14 日施行）では、働き方改革、生産性向上が規定された。改正労基法における上限罰則規定は、建設コンサルタントは改正当初から対象となっており、各企業において残業時間の縮減などが進められたが納期の集中などの問題もあり、まだまだ改善の余地を残した。

納期の平準化については、建設コンサルタント白書（前出）によると令和元年度まで改善傾向があったが令和 2 年度以降は増加に転じ、変更契約後の 1～3 月納期の業務の割合は、国交省の令和 5 年の第 4 四半期は目標値（35%）を大きく上回る 66%であり、引き続き業務集中による過重労働が懸念されている。

人材（新卒、若手、女性、シニア層等）の確保、育成、単価アップのみならず、働き方改革（多様性、ワークライフバランス、ノー残業デー、ウィークリースタンス、コロナ後のデジタル化・テレワーク環境整備

等) など、若者に魅力ある職場としての、かつ働き方改革に整合した職場環境の改善が必要である。

特に、新しい働き方を喫緊の課題と認識し、適正工期、納期の平準化、繰り越しの柔軟な活用、適正な設計変更、ダンピング防止等も求めている。

## (5) CE の地位の向上

### a.望ましい契約の在り方、CE の保持する著作権へ権利の拡大要請

CE の業務領域はコロナ禍前より明らかに拡大し、その役割はインフラ整備のトータルコーディネーターとして「地域インフラ群再生戦略マネジメント (群マネ)」の推進等も手伝って、地方自治体や建設業、民間企業などとの連携・協働が求められてきており、かつ、契約方式も多様化し、取り巻く環境は大きく変わってきている。

さらには、建設コンサルタント自体も事業主体となる時代であり、標準契約約款における立場や責任、損害賠償責任の範囲について、現状に合った改正を求めている必要がある。

「建設コンサルタント」という職業の法的位置づけ (例えば業務独占などが理想であるが) を明確にすること、「建設コンサルタント」の名称を再定義し、職業分類のサービス業に固有名称として認知してもらうことなどである。認知度の向上は「地位の向上」に直結する。建設コンサルタント登録規程を足掛かりにする方法や品確法の 5 年ごとの見直し時に品確法の中に建設コンサルタントを再定義することが考えられる。

著作権法によれば、CE の知的活動が生み出した成果の著作権は、本来 CE に帰属すべきもので、現行の公共土木設計業務等標準委託契約約款 (平成 7 年 5 月建設省告示) では著作権のうちの財産権は発注者に無償で譲渡することになっている。一方、著作者人格権や同一性保持権は CE に帰属するものであり、建コン協は、「著作権の課題と解決の方向案」を提示している。CE 連盟としても約款の運用に際しては、公共的活用の便宜に配慮しつつ CE の権利に十分配慮することを発注者に要請していくとともに、CE の著作権の保護、権利の拡大を求めている。

### b.CE の法的根拠となる資格法や職業法の法制化への働き掛けと要請

我が国の CE は、技術力の保持、利害関係者からの独立の倫理を堅持する自助努力により、社会資本整備に不可欠かつ重要な役割を担う知的産業に属する技術者として活躍している。しかし、社会資本整備を担う重要な役割に携わっているにも関わらず、医師や建築士とは異なり、職業を規定する資格法や職業法に基づく職業の寡占性 (業務独占) がなく、企業が一定の要件を満たして国に登録する「建設コンサルタント登録規程」が、建設コンサルタントとして活動できる企業を認定する制度になっている。ただし、建設コンサルタント業は、登録の有無にかかわらず営むことができる。登録規程は逐次改定されているが、企業の技術力等が認定できる要件等が厳密でない。今後、技術能力や倫理等に問題のある不適格企業の参入によって、特に価格競争などでは過当競争による品質の低下等の問題を引き起こす可能性がある。社会資本整備の品質確保は国民の命と財産を守る重要なものであり、適正な入札契約制度を含め発注者が責任を持って行うべきと考えている。

価格決定の構造については、土木学会の検討において、上限 (予定価格) と下限 (調査基準価格など) を定めた日本特有の入札契約制度の課題を指摘し、その見直し「市場が価格を決める構造への転換の必要性」を主張している。この点については、佐藤参議院議員が以前から指摘しているところである。

資格法や業法がない現時点では、建コン協から地方自治体に対して建設コンサルタント登録をしている企業と契約締結するように働きかけている。CE 連盟としては、独立を堅持し専門的技術を有する CE が法的に認知された魅力ある職業となるための第一歩として、現行の建設コンサルタント登録規程の不備な部分の抜本的な改正を要請していく。

令和 6 年の品確法改正にあたって、建コン協から「事業マネジメント能力を有する技術者の確保・育成、評価する方法の確立」を求めたことに対して、改正品確法第 32 条 (前回改正品確法第 26 条) において「調査等の担い手の中長期的な育成及び確保に留意」「資格などに係る制度の運用の在り方の検討」が盛り込まれた。法的資格の明確化に向けて、同条の「能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用」や「資格等の評価及び資格等に係る制度の運用の在り方」等について、現状の CE の業務と対比し、CE の実態 (CE の働きや役割)、必要性を確認、周知するなどして、

CE の社会的地位の確立へ向けて品確法の再改正や、更に上位の資格法や業法などの法制化の実現を求めていく。

### c.公共事業に限定した CE のための新たな調達法制定の働き掛けと制定の要請

品確法の精神をより徹底するため、会計法、地方自治法に縛られない公共事業に限定した新法「公共事業調達法(仮称)」の制定を立法・行政府に働き掛けていく。

平成 26 年の改正品確法の主旨は、我々が求めてきた調査・設計を含む公共調達法の性質を色濃く反映するもので、発注者責任の明確化、多様な入札契約制度の導入・活用などが謳われ、地方自治体も同様の公共事業調達を適正化していく方向性が示されている。

令和元(2019)年6月の改正品確法では、建設コンサルタント業務が「公共工事に関する調査等」として定義され、初めて法的対象として位置付けられ、CE 連盟が目指す CE の社会的、経済的地位向上へ一歩前進した。

令和 6 年 6 月公布、施行の改正品確法では、議案 1 で述べたが品確議連の提案 4 本柱(働き方改革・処遇改善、地域建設業の環境整備、新技術活用での生産性向上、発注体制の強化)に沿って、広範囲な改正がなされた。

CE は、社会資本整備の建設生産・管理システムの上流側にあつて公共事業全体をマネジメントする重要な役割を担っており、様々な働き方、生き方を自由に選択できる社会で、多様な主体と連携するなど今まで以上に高度で幅広い能力が必要になってきている。

したがって、CE 連盟は、社会資本整備の範囲が広がっていることを念頭に、CE を品確法において役割に合った資格に位置づけることを要請していくとともに、その先の「公共事業調達法(仮称)」の実現を目指して活動していく。

## 2. 令和 7 年コンサルティングエンジニア連盟の組織運営方針

CE を取り巻く環境は、コロナ禍を経て社会環境、多様性、価値観などあらゆる面で変化し、また自然環境でも地球温暖化が激甚化し大変厳しい状況下にある。

デジタル化、生成系 AI (人工知能) などの新しい技術が、社会活動のあらゆる面に活用され、その影響は拡大し、効率性を高めると同時に、多様な価値観、人々の多様な生活に甚大な影響を与えつつある。新たな社会(狩猟、農耕、工業、情報社会に続く Society5.0)、AI の革命(機械、電力、デジタルの次の産業革命)の中、社会資本整備のインフラマネジメントには、インフラに精通したディレクターとしての CE が求められている。

CE 連盟は、これらを踏まえ 1. に掲げる 5 つの基本方針の実現へ向けて継続的に CE の社会的、経済的地位の向上を、建コン協との連携のもと立法府に働き掛けるとともに、今年度は参議院議員選挙での圧倒的勝利を全面に掲げ、以下の組織運営方針の下で活動していく。

### a. 令和 7 年 7 月に予想される第 27 回参議院議員選挙を最優先に活動

活動日程、作成資料などにおいて、選挙応援活動を最優先にして活動し、高位・高得票での当選を最大の目標とする。加えて関連政治団体との協働を図る。

### b. CE 連盟の中期活動方針の推進とブラッシュアップ

- ・承認された中期活動方針に基づく活動を推進し、必要に応じブラッシュアップする。
- ・建コン協との役割分担・連携(情報共有)のもと、連盟体制の整備(管理体制、システム化、人員確保等)に着手する。

### c. 若い会員の増強へ向けての活動

CE 連盟の将来を担う若い方が我々の活動や支援する国会議員の政治活動に理解を深め、適切な政治との関係性の中で、昨年初めて実施した建コン協の若手の会との意見交換会を継続する。

### d. 従前からの継続的活動

- ・総会の開催、幹部会・役員会の定期的開催、指定代表者との懇談など
- ・会員増強活動、「準会員通信」の継続及び更なる情報提供方法の検討
- ・指定代表者の支援等(講演会・意見交換会等の開催など、政治献金など)